

# 人ある限り人権を No. 7



部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会（事務局）

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722 倉吉市役所企画振興部人権局

TEL0858-22-8130/FAX0858-22-8135

E-mail : [jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp](mailto:jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp)

## 真に人権の確立した社会をめざし

### 国内人権侵害救済機関の設置を

二〇一四年度部落解放・人権政策確立要求第二次中央集会在十月三十日（金）東京・憲政記念館で開催され、全国各地から五七一人が参加。本年度2回目となる中央集会上に鳥取県からは、倉吉市の山崎昌徳副市长をはじめ八頭町、大山町の副町長、

境港市、三朝町の教育長、鳥取市、岩美町、湯梨浜町、日吉津村、南部町の自治体関係者、解放同盟の関係者など二十一人が参加した。

冒頭の組坂繁之副会長の開会あいさつ、大谷暢顯会長の主催者あいさつでは、人権侵害救済法制定に向け情勢は厳しいが超党派での議員立法も視野に入れた運動が必要である。

人権救済機関のある国は一〇四カ国、その内、パリ原則に基づく独立性のある救済機関を持つ国は六十九カ国、アジアで救済機関のない国は、中国、北朝鮮、日本だけである。

国連・人種差別撤廃委員会も国内人権救済機関の設置を明確に日本政府に勧告している。粘り強く人権確立のために努力しよう。

戸籍の不正取得事件やインターネット上の差別情報の氾濫、ヘイトスピーチなど大きな社会問題となつて



部落解放・人権政策確立要求第2次中央集会（2014年10月30日：東京憲政記念館）

いる。人権侵害救済制度の確立は急務の課題である。差別禁止法の制定も視野に入れた強固な体制をつくらうという呼びかけがあった。

集会後は、法務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、厚生労働省との交渉が行われるとともに、地方6団体への要請行動、衆参国会議員への要請行動（鳥取県実行委員会からは県内選出国會議員、秋田県選出国會議員十一人に要請）が行われた。

（4ページに続く）



## ヘイトスピーチやインターネット上における

## 差別・人権侵害を許さないために

ることとなり、さらに、NTTの電話帳情報をネット上に公開し、電話帳情報を同時に閲覧できるようにしている。



石田耕太郎会長のあいさつ

示し、現行法での適切な対応と啓発活動での差別の解消が重要だという答弁であった。

現状では、差別禁止法や人権侵害救済法制定に向け状況は厳しいものがあるといえる。しかし、現在もヘイトスピーチやインターネット上における被差別部落の地図が公開されている問題、差別落書など重大な差別や人権侵害が発生している現状を踏まえ、粘り強く法制定に向け運動を継続していく必要性が話された。

学習会では、インターネット上に今現在でもグーグルマップを悪用した同和地区の地図が掲載されている問題に対する取り組みの現状と課題について、部落解放人権政策確立要求鳥取県実行委員会の下吉真二事務局長から報告があった。

グーグルマップを悪用した同和地区の地図は二〇〇九年九月から公開され、鳥取県や大阪府、滋賀などの

地図が様々な行政機関や運動体などによって削除要請が今現在も行われているが公開されたままとなっている。そして、歯止めをかけるために人権侵害救済法制定を求める署名活動や法務省への要請行動が取り組まれてきた。この地図によって、ネット上に「同和地区の場所を教えてほしい」という悪意を持った書き込みがあれば瞬時に地図のアドレスが貼られコピーされることで地図情報が拡散されている問題がある。また、

地図の内容は、益々悪質化し、カメラで撮影された道路沿いの風景画像が閲覧できるグーグルストリートビューのサービスを悪用し、同和地区の地図とグーグルストリートビューの地図と閲覧できるようになっている。地図に特定された建物や家屋が写真画像によってピンポイントで把握されるとともに、周辺の住宅や街並み、個人の家一軒一軒が把握され

地図情報と電話帳情報、写真画像情報と一緒に、極めて配慮を要する同和地区のセンシティブ情報がインターネット上に丸裸でさらされるとともに、電話帳に掲載されている多くの人々の個人情報も同時にさらされており、身元調べ等に悪用される危険性が益々大きくなっている。このような課題から、差別禁止法や人権侵害救済法の制定が求められていることが報告された。



2014年度学習会（2015年2月23日：倉吉未来中心）



2014年度学習会（2015年2月23日：倉吉未来中心）

学習会では、二〇〇九年に発生した「在日特権を許さない市民の会」（在特会）による京都朝鮮第一初級学校へ「朝鮮人の子どもはここから出ていけ」などのヘイトスピーチを繰り返した問題で、京都朝鮮学校が在特会を相手に損害賠償などを求めた裁判で、弁護団の事務局長を務めた富増四季（とみまさ とき）弁護士を招いて「京都朝鮮第一初級学校事件裁判の成果と課題」という演題で講演を受けた。

まず、東京や大阪、京都朝鮮学校への在特会によるヘイトスピーチを行っている実際の映像を参加者が視聴し、その問題の深刻さを確認した。昨年は、浦和レッズサポーターによる人種差別を煽る横断幕問題、フランス、デンマークでのイスラム風刺画によるテロ行為が起こっている。

京都朝鮮学校へのヘイトスピーチによって、子どもたちは校門の外では常に緊張を強いられており、保護者教員も言いようのない不安や恐怖を感じている。そして、自分たちが弱いからこのような行為に合うのではないかという、自分自身の責任にしていることが起こっていた。また、まわりへの影響として差別禁止法や人権侵害救済法などがないなかで、ヘイトスピーチが繰り返されることで、警察が動かないことでこの行為が許されるのではないか、在日の人々に原因があるからやられるのではないかという間違った意識につながる影響もあった。

この裁判の判決は、京都地裁、大阪高裁で人種差別撤廃条約を引用し

てヘイトスピーチが人種差別に当たると認定し、社会的偏見や差別意識を助長し増幅させる悪質な行為と指摘し、約一二六万円の損害賠償と学校から半径二〇〇メートル以内の街宣活動の禁止を命じた判決が最高裁でも確定した。しかし、在特会は現在でもこの裁判の取り消しを求めるとともに、「在日は出ていけ」というヘイトスピーチを京都の繁華街で繰り返している。先進国でこのような行為を規制する法律がないのは米国、中国、北朝鮮であり、人種差別撤廃委員会からの強い勧告もある。差別禁止法、人権侵害救済法の制定



富増四季弁護士

が求められている。また、刑法の整備や、民事訴訟による損害賠償、差止め、仮処分、公共施設や道路の使用許可などあらゆる手段で対応していかねなければならないと話された。

### 新会長に中西啓寶さん

（高野山真言宗管長）

（高野山真言宗管長）

部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会の第十二回総会が十二月二十五日（木）に京都市内で開催された。総会では、二〇〇八年から六年間、部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会の会長として努められた大谷暢顯さん（真宗大谷派門主）が退任され、新しく中西啓寶さん（総本山金剛峯寺第413世座主・高野山真言宗管長）が会長に就任。会長交代の役員人事とこれまでの取り組み、今後の取り組みについて総会で提案、了承された。新会長の下で、パリ原則に基づく独立性の高い国内人権委員会の設置など、人権侵害救済制度の確立に向けて奮闘することが確認された。

### 特別報告

「本人通知制度導入に向けた全国のとくくみと今後の課題」

中央実行委員会事務局次長

片岡 明幸

戸籍謄本等の不正取得事件に歯止めをかけるため、全国で導入が進められている本人通知制度は、現在五百を超える市町村が導入（埼玉、京都、香川、鳥取、山口、大分の六府県では全市町村）し、身元調査・犯罪の防止に効果を上げている。

各地で登録者

拡大に向けて、

人権研修会参加

者の登録申込書を預かり申請する方  
法や同一世帯であれば代表者が代理  
登録できる運用、市役所窓口でのチ  
ラシ配付と説明、回覧板にチラシと  
申込書を添付するなどの取り組みが  
進められている。

また、登録期間を三年から五年に  
延長、本人が取り消すまで有効にす  
る要綱の改正など市民の側に立った  
制度の改正が行われている。

そして、委任状の偽造による不正

取得防止のため、登録型本人通知制  
度のほかに全市民対象の委任状通知  
制度を導入した市や法務局の通知で  
不正取得が判明した場合の本人告知  
（被害告知）制度、本人通知には最  
初から八士業の名前・事務所を記載  
するなど工夫した取り組みが行われ  
ている。

不正取得を行ったあるグループは  
「本人通知制度を導入している市町

## 2014年度部落解放・人権政策 確立要求第2次中央集会

村からは取るな」と申し合わせてい  
た。裁判の中でグループの主犯者は、  
「依頼の九〇％は、結婚相手の身元  
調査か浮気調査」、ある者は「依頼の  
五〇％は、結婚相手の身元調査であ  
った」ことを法廷で証言している。  
そして、主犯の一人は、「自分たちは  
一般市民から依頼されて調べている。  
国民も考えをあらためなければなら  
ない」と主張した。

結婚相手の身元を調べようとする

人々への人権教育・啓発活動をより  
一層進めるとともに、本人通知制度  
の登録者の拡大、すべての市町村で  
の導入に向け運動を拡大するととも  
に、「戸籍法」・「住民基本台帳法」の  
改正を視野に入れて取り組まなけれ  
ばならない。

### 基調提案

中央実行委員会事務局長

西島 藤彦

経済回復が叫ばれているなかで、  
現実には、生活保護受給世帯が過去  
最高になるなど格差は益々拡大して  
いる。また、国連の自由権規約委員  
会と人種差別撤廃委員会から日本政  
府に対して、ヘイトスピーチへの厳し  
い処罰を含めた対策を求める勧告が  
出されている。

そして、在特会による京都朝鮮学  
校に対するヘイトスピーチ裁判は、  
街宣活動は「人種差別撤廃条約違反  
であり、違法行為だ」、「約一二〇〇  
万円の損害賠償を支払い、学校から  
半径二〇〇メートル以内の街宣活動  
の禁止」という判決が出された。し

かし、差別禁止法や人権侵害救済法  
が整備されていない現状では、差別  
自体を訴えることはできない。

「パリ原則」にもとづく政府から  
独立した救済機関の設置に向け、実  
現可能な法案内容を提案できるよう  
丁寧に議論することが必要である。  
人権侵害救済法を求める闘いを引き  
続き進めよう。

### 2015年度の活動予定

部落解放・人権政策確立要求鳥取県

実行委員会第三十一回総会・学習会

日時 五月十五日（金）

十三時～役員会

十三時四〇分～総会

十四時二〇分頃～学習会

※総会終了次第、学習会を開催

テーマ「連続大量差別投書事件の真

相と人権侵害救済法」

講師 浦本蒼至史（うらもと よしふみ）

（連続大量差別投書事件代表刑事告訴人）

2015年度部落解放・人権政策確

立要求第一次中央集会（東京）

日時 五月二十日（水）午後一時